

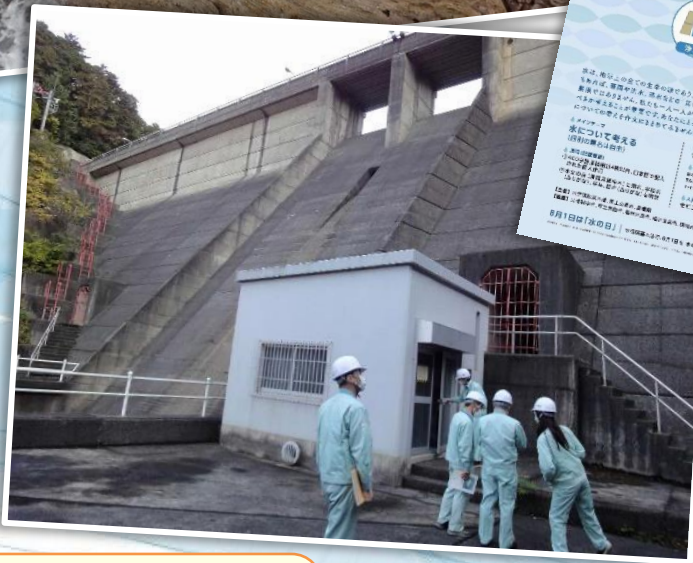
しまねの河川と海岸だより

令和3年2月号

発行：島根県土木部河川課

【目次】

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ◆ 朝鮮半島からのものと思われる漂着木造船について | 松江県土整備事務所 |
| ◆ 第43回 島根県中学生「水の作文コンクール」作品募集します | 河川課 管理G |
| ◆ ダムの定期検査を行いました | 河川課 河川開発室 |



【新型コロナウイルス感染拡大防止のため】

- ・ 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けましょう！



朝鮮半島からのものと思われる漂着木造船について

島根県松江県土整備事務所 管理課

令和3年1月25日早朝に、松江市美保関町にある千酌湾近辺の沿岸に木造船が漂着しました。

日本船と比較すると、その構造と木造りは100年前に相当することから、見た目でも日本の漁港などから流れ出たものではないことが判ります。

平成25年から平成28年には年間45～80件だった漂着船は、平成29年には89件で年々増えつつあり、船舶の航行や付近住民の不安増大になっています。



漂着状況

このような状況は、漂着船の処分費が自治体財政の圧迫にも繋がることから、平成29年から海上保安庁が朝鮮半島からの漂着と認定した木造船に対し、国がその処分費を100%（現在は90%）負担することとなっています。

今回漂着した木造船は、エンジンや燃料タンクの搭載もなく一般廃棄物として処分することになりました。処分後は、燃料チップ化されバイオマス発電などの燃料として使うことにより、CO₂排出量削減による地球温暖化対策の一助となります。

島根県では、このような木造船の領海侵犯は海上保安庁に付託し、波浪警報発令時に島根半島沿岸の港湾・漁港管理者と連携しながら海岸巡視の強化にあたり、住民の安全と安心を確保するため取り組んでいます。

漂着海外木造船の処理対応の流れ（令和3年1月25日）

※1/26 PM12 時現在情報

- 種類：**一般廃棄物（流木・木くず扱い）
- 予算：**R2海岸漂着物回収対策推進事業費（環境省補助金）
事業コード 5895-01 海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業
- 必要書類等：**海上保安庁発行の朝鮮半島船思慮証明書
- 回収方法：**現地海岸で解体・裁断のうえ回収処分する
解体委託業者 河川砂防維持管理業務委託の受託業者
解体寸法 2.5m×1.0m以下に裁断（処理場に持ち込めるサイズ）
作業ヤードとして千酌港を使用
・松江市水産振興課港湾係、地元漁業会長に了解済み（作業日時を後日連絡）
- 回収運搬：**一般廃棄物収集運搬業者に見積依頼中（処理場処分代込み）
- 報告義務：**海岸漂着対応マニュアル連絡様式1を16時30分現在で土木部河川課送付済み
- 報道等：**テレビ朝日が25日16時以降に現地取材、山陰中央新報が26日に記事掲載



解体作業



裁断後

※2/10に処分完了しています。

第43回 島根県中学生「水の作文コンクール」作品募集します!

河川課 管理グループ

私たちが生きていくうえで欠かせない「水」。近年では災害も多くなり、「水」に対して考える機会も多くなっています。国では、8月1日（水の日）から1週間を「水の週間」と定め、「水」の貴重さ、重要性について理解を深めてもらうための様々な行事を行っています。

島根県でも、国土交通省と連携し、次代を担う中学生を対象に「島根県中学生水の作文コンクール」を実施します。

- テーマ 水について考える（題目は自由）
例えば・・・「水の大切さ」、「私たちの暮らしと水」など
- 対象 中学生（令和3年度に島根県内の中学校に在学する中学生）
- 原稿枚数 400字詰原稿用紙4枚以内で日本語により表記したもの
本文の前（原稿用紙枠内）に題名、学校名（ふりがな）、学年、氏名（ふりがな）を明記してください。
- 募集締切 **令和3年5月14日（金）※当日消印有効**
- 送付先 〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県土木部河川課管理グループ
TEL 0852-22-5499 / FAX 0852-22-5681
- 表彰・副賞等 最優秀賞 1点（表彰状・副賞：図書カード3,000円分）
優秀賞 3点（表彰状・副賞：図書カード2,000円分）
※入賞作品のうち、特に優秀と認める作品については、国土交通省主催の第43回「全日本中学生水の作文コンクール」に推薦します。

あなたにとって、水とはどんなものですか？この機会に、私たちの暮らしに深く関わっている水について考えてみませんか!?

島根県中学生「水の作文コンクール」については、河川課ホームページに掲載しています。また、過去の受賞作品も掲載しております。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kasen/contest/dai43kaishimanechuugakuseimizunosakubunn.html>

3月の1ヶ月間、セブンイレブン内の
「島根県情報コーナー」に募集チラシが置いてあります!



ダムの定期検査を行いました

河川課河川開発室

令和2年度に島根県内の7ダムの定期検査を行いました。

定期検査を行ったダム

- ・布部ダム、山佐ダム、銚子ダム、美田ダム、大峠ダム（島根県土木部所管）
- ・嵯峨谷ダム、津田川ダム（島根県農林水産部所管）

定期検査とは？

ダムの定期検査は、ダム管理者により、ダム施設及び貯水池が適切に維持管理され、良好な状態に保持されているか、また、流水管理が適切に行われているか確認するため、維持管理状況、ダム施設・貯水池の状態についてダム管理者以外の視点から定期的に検査するものです。

検査の頻度は、土木部所管ダムでは3年に1回以上、土木部以外の許可工作物ダム（占用ダム）では3～5年に1回以上の頻度で行います。

検査内容

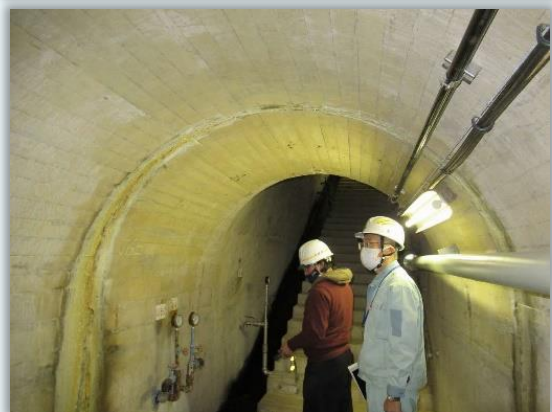
- ・維持管理状況検査

日常の点検記録等、資料が整理保存されているか確認する。

- ・現地確認

実際に現地の構造物や設備にひび割れが発生していないか、適切に維持管理をしているかを確認する。

【検査状況】



【編集後記】 河川課 企画調査グループ 小林

今月号では、島根県中学生「水の作文コンクール」作品の募集について記事にしました。

私たちが毎日何気なく使っている水は、飲み水、川や海などでのレジャー、水力発電などとして利用されている一方、豪雨などにより洪水や土石流などの災害を引き起こす一面もあるなど、さまざまな顔をもっています。

中学生の皆さんには、この機会に私たちの暮らしに深く関わっている水について考えていただけると幸いです。

さて、島根県河川課では、今後も引き続き、河川・海岸に関する話題を提供したいと思います。バックナンバーは河川課ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

また、出前講座には以下のホームページから申し込みますのでこちらもご利用ください。

編集者 島根県土木部河川課企画調査グループ

TEL : 0852-22-5647 FAX : 0852-22-5681

mail : kasen@pref.shimane.lg.jp



河川課 トップページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>

河川課 しまねの河川と海岸だより HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kasen/tayori/>



出前講座申し込み HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/shimanedemaekouza/>

島根県水防情報システム：川の水位・雨量情報や監視カメラが見られます。

PC版 URL : <https://www.suibou-shimane.jp/pc>

スマホ版 URL : <https://www.suibou-shimane.jp/s>

携帯版 URL : <https://www.suibou-shimane.jp/m>



川の水位情報（危機管理型水位計）：洪水時の川の水位が見られます。

PC・スマホ共通 URL : <https://k.river.go.jp/>

スマホ版



携帯版

